

災害時における 「要配慮者個別避難支援プラン」 作成支援マニュアル



令和5年3月
(令和6年3月改正)

墨田区

はじめに

- 近年の災害において、犠牲者の多くは迅速に避難することが困難な高齢者や障害者等であり、地域ぐるみで要配慮者等に対してサポートする仕組みづくりが大変重要になっています。
- 墨田区では、令和2年度から3年間、一部地域の皆様のご協力をいただき、災害時における「要配慮者個別避難支援プラン（以下「避難支援プラン」といいます。）」を作成するモデル事業を実施しました。モデル事業では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自分一人で避難することができない、どうすれば良いかわからないといった方を事前に把握するため、手上げ方式による募集を行い、地域で情報を共有（名簿づくり）し、避難支援プランの作成に取り組みました。
- 本マニュアルは、要配慮者を地域の皆さんで支え合う体制をつくるため、町会・自治会、要配慮者サポート隊等の要配慮者支援機能を有する住民防災組織（以下「サポート隊」といいます。）の皆さんが取組みを進めやすいように、支援を希望する要配慮者の把握及び避難支援プランの作成方法をまとめたものです。
地域の実情に合わせてご活用ください。

まずは、地域（町会・自治会）内で支援を必要としている方を把握することから始める名簿づくりが大切です。地域（町会・自治会）内で支援が必要な方を把握していただき、声を掛け合える関係づくりを進めながら、「避難支援プラン」を作成していけるよう、共助のための仕組みづくりをよろしくお願いします。

避難支援プランを作成する際は、本マニュアルの参考様式をご活用ください。
参考様式は、墨田区ホームページ（※）に掲載しています。既に、町会・自治会で避難支援プランを作成いただいている場合は、その様式を活かしていただいても結構です。

※墨田区ホームページ

トップページ>防災・安全安心情報>防災情報>

区の防災対策>要配慮者対策>要配慮者個別避難支援プラン



《 問い合わせ先 》

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区都市計画部危機管理担当防災課 電話 03(5608)6206 (直通)

FAX 03(5608)6425

メール BOUSAI@city.sumida.lg.jp

用語の説明

「要配慮者」とは…

高齢者、障害者、乳幼児、その他の災害時に特に配慮が必要な方のことをいいます。



「避難行動要支援者」とは…

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方のことをいいます。



「要配慮者個別避難支援プラン（避難支援プラン）」とは…

要配慮者ごとの避難方法や避難場所等を含む具体的な避難支援計画のことをいいます。災害時に「どこへ避難するか」・「だれが支援するか」・「どうやって避難させるか」を一人ひとりに作成する個別の計画のことです。



「要配慮者サポート隊（サポート隊）」とは…

要配慮者の身の安全を確保するため、地域による連携とふれあいの中での協力体制を整えることを目的として結成をお願いしている組織です。

墨田区では、平成 12 年度から要配慮者への支援として、住民防災組織の皆様による要配慮者サポート隊の整備を促進しています（現在、148 の町会・自治会で結成されています。）。



「避難行動要支援名簿」とは…

「墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」に基づき、災害時における避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎資料として、一定の要件に該当する方の名簿を作成しています。

区はこの名簿を、消防署・警察署・民生委員・消防団・社会福祉協議会のうち、区と「避難行動要支援者名簿の提供に関する協定」を締結した機関と共有しています。


要配慮者の把握 手上げ方式

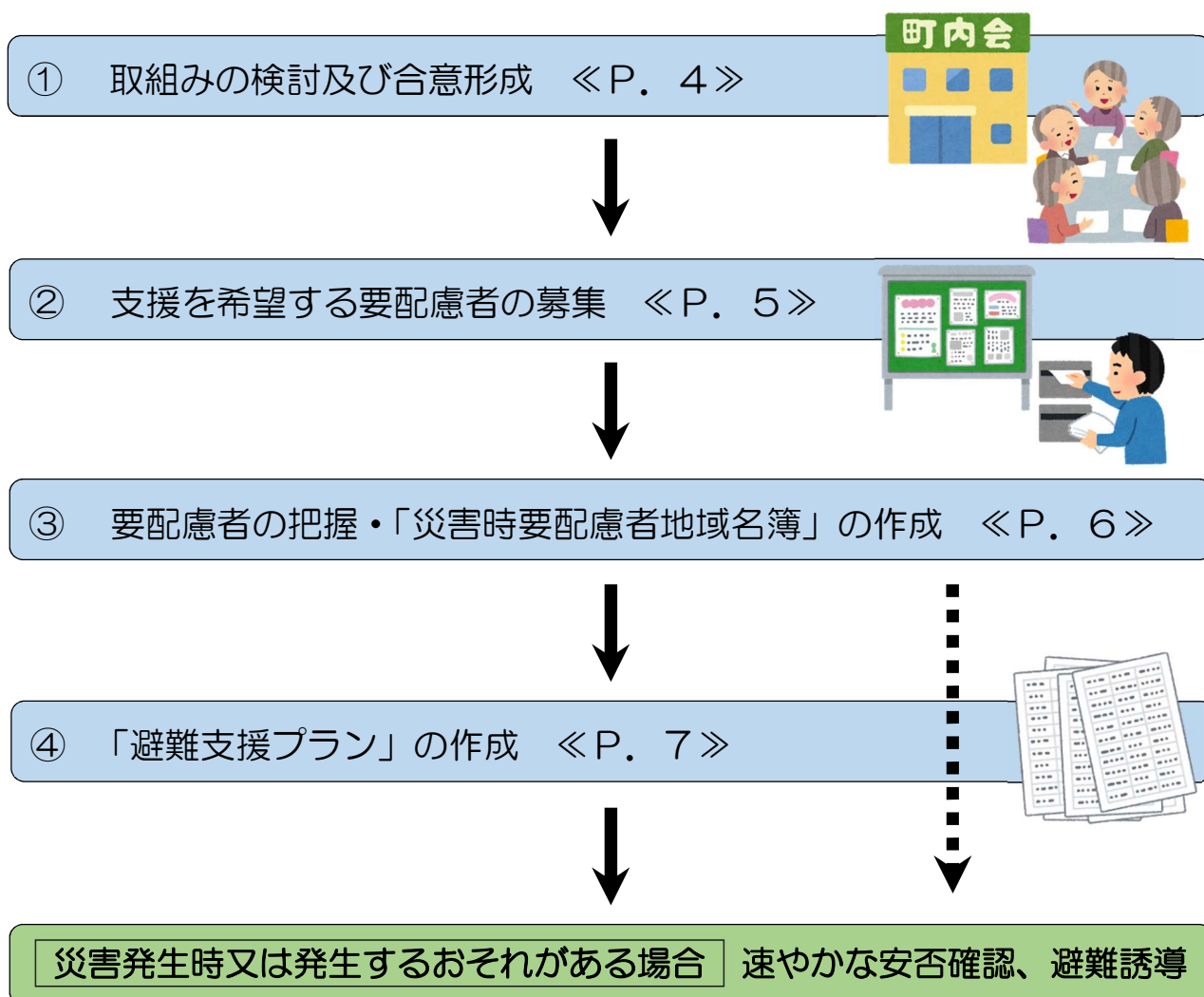
避難支援プラン作成の【フロー図】

※民生委員からの情報提供 同意方式 を含む

地域独自の調査による把握 手上げ方式

要配慮者の把握及び避難支援プラン作成について地域（町会・自治会）内に周知し、災害時に支援を必要とする要配慮者の募集を行い、本人や家族から自主的に地域に申し出ていただく方式です。

 避難行動要支援者名簿をお持ちの民生委員からの声掛け等による情報把握 同意方式 と併せて、地域独自の調査による 手上げ方式 により、避難支援等を希望する方を把握します。（P.4 取組みの参考例参照）



① 取組みの検討及び合意形成

町内会



災害時における要配慮者への取組みは、地域によって様々です。

どのような方法がよいか、地域で検討してみましょう。

また、この取組みは、町会・自治会、サポート隊、民生委員等を中心とした地域内での支え合いが有効であり、地域が一丸となって取り組むことが大切です。

要配慮者の避難支援体制づくりに取り組むことについて、役員会や総会等で意思決定をするなど、町会・自治会内で合意を得ておくことをおすすめします。

★取組みの参考例★

地域独自の調査による把握 手上げ方式

要配慮者の把握及び避難支援プラン作成について地域（町会・自治会）内に周知し、災害時に支援を必要とする要配慮者の募集を行います。本人や家族から自主的に申し出ていただき（手上げ方式）、避難支援等を希望する方を把握します。

民生委員からの情報提供による把握 同意方式

民生委員が、平常時に避難行動要支援者名簿の情報をもとに、要配慮者にサポート隊への支援要請を促し、サポート隊への個人情報開示の同意を取り付けること（同意方式）により、避難支援等を希望する方を把握します。



★支援体制づくり★ 地域の支援体制整備が大切です。

地域の民生委員との連携確認やサポート隊の結成及び再構築（隊員募集等）をしましょう。（P.5 区のチラシ参照）


・サポート隊の位置付け

町会・自治会の中で平常時における要配慮者情報の把握や訓練、災害時における避難誘導や生活支援等を行います。

・サポート隊員の募集

町会・自治会役員のほか、要配慮者の近隣居住者、地区内事業所従業者等、地域内の様々な団体への呼びかけが有効です。



 町会・自治会にて、新たにサポート隊を結成する際や、避難支援プラン作成に取り組む際は、必ず防災課までお知らせください。

一定の要件のもと、サポート隊が活動するために必要な資器材や避難支援プラン作成に対する助成金を交付します。

サポート隊や避難支援プランについて、ご不明な点やご相談などがありましたら、防災課までご連絡ください。（P.1 問い合わせ先参照）





要配慮者サポート隊の結成及び再構築（隊員募集等）をお願いします。

区のチラシ

要配慮者サポート隊の結成をお願いします

区では、平成12年度から要配慮者（介護・支援が必要な高齢者・障害者等（以下「避難行動要支援者」といいます。）への支援として、住民防災組織の皆様による「要配慮者サポート隊」の整備を促進しています。

要配慮者サポート隊とは？

要配慮者（避難行動要支援者を含む）の身の安全を確保するため、地域による連帯とふれあいの中での協力態勢を目的として結成をお願いしている組織です。

具体的には、

- ① 平常時における要配慮者（避難行動要支援者）情報の把握や訓練を行います。
- ② 災害時における避難誘導や避難所での生活支援などを行います。
- ③ 隊員が10名以上でかつ、区と民生委員の窓口担当が必要です。

避難行動要支援者とは？

- ① 年齢75歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみ世帯の方
- ② 第1種身体障害者
- ③ 第1種知的障害者
- ④ 要介護3・4・5の方（施設入居者を除く。）
- ⑤ その他（自ら支援が必要と申し出た方）

どのように要配慮者（避難行動要支援者を含む）を把握するの？

- ① 要配慮者（避難行動要支援者を含む）から同意を受けた民生委員からの情報により把握します。
- ② そのほか、口コミや掲示板等で自ら支援が必要と手を上げた方の情報を把握します。

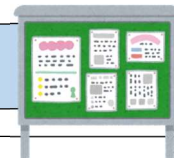
要配慮者サポート隊を結成すると・・・

- ① 隊の結成時に、サポート隊員が使用するために必要な資器材を区が交付します。
- ② 普通救命講習受講費用を区が負担します。
- ③ 住民防災組織の資器材倉庫の建て替え助成の対象となります。

申請先

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
墨田区都市計画部危機管理担当防災課
TEL:03-5608-6206 FAX:03-5608-6425

② 支援を希望する要配慮者の募集



取組みの周知や支援を希望する要配慮者の募集は、チラシ等を用いた回覧板・掲示板の活用や各戸配布による周知が効果的です。


以下を参考にして、募集のチラシ等を作成します。

★参考★

- ・避難に支援が必要な皆様へ


災害時の「避難支援プラン」を作成します（募集） 《P. 9》

- ・災害時における「避難支援プラン」作成申込書 《P. 10～P. 11》

 対象者の情報の集め方は、以下の取組みが有効です。

- ・地域・町会（自治会）員による口コミ ・民生委員からの情報提供
- ・老人クラブ等の既存組織からの情報提供
- ・町会（自治会）費の集金時、イベント時の声かけ等

ここで得た情報をもとに、**本人の自宅ポストへ申請書等を入れた手紙を投函**するなどして、避難支援プランの作成を希望するかどうか、本人へ意向を確認しましょう。


 すでに、避難支援プラン作成の取組みを行っている町会・自治会の募集チラシ等をご紹介します。

募集チラシ（抜粋）

本所一丁目町会
安心安全サポートシステム
「見守りたい！」について

本所一丁目町会長

地球温暖化による異常気象のせいでしょうか、100年に一度といわれるような大雨が降ったり、想定外の災害が私たちの暮らしを脅かしています。首都直下地震、富士山の大噴火等々ある日突然の災害時、高齢の方、障害のある方、その他ご不安のある方々を地域のつながりでお支えすることが出来たらと、暮らしの安心のためのサポートシステムを作っています。構成は下図のようになります。



支援方針（抜粋）

台風接近時の避難場所までの避難支援フロー

■ 平常時

町会役員の中から要配慮者サポート隊員を募集

※要配慮者サポート隊は、登録者から避難支援の要請があった場合に避難場所までの避難を支援する。
※町会役員以外は、様々な機会を通して要配慮者サポート隊員を募集していく。

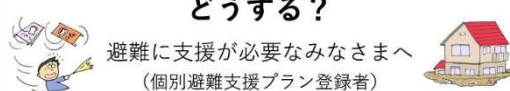
地区部長は部で一人以上、避難支援連絡担当者を指定

※避難支援連絡担当者は、平常時及び災害時に登録者又は要配慮者サポート隊長（防災部長）への連絡を担当する。なお、避難場所までの避難支援は、要配慮者サポート隊が担当する。

チラシ（個別避難支援プラン登録者用：抜粋）

台風接近！避難が必要なとき どうする？

避難に必要なみなさまへ
(個別避難支援プラン登録者)



荒川が氾濫すると町内全域が水没します。まずは、親族・知人の協力で、区外の安全な場所に避難しましょう。

※自宅から避難した場合、必ず、避難支援連絡担当者まで連絡してください。

当町会の避難支援

第1段階：警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されたとき

墨田区が警戒レベル3が発令されたとき、八広小学校が水害時避難場所として開設されます。水害時避難場所が開設された後は、**不安なときはいつでも避難をサポート**します。避難の支援を必要とするときは、下記の避難支援連絡担当者に連絡してください。

■ 連絡先

避難される方は“避難の準備”をして下記までご連絡ください。

避難支援連絡担当者

要配慮者サポート隊長

※電話がつかない場合は、時間を置いてかけてください。

第2段階：荒川の氾濫する危険が高まったとき

荒川の水位が上昇し、氾濫危険水位を超える恐れがある場合に**登録者全員を避難場所への避難を促します**。要配慮者サポート隊が自宅に向かいますので、いつでも避難ができる準備をして待っていてください。なお、この時点で、避難の呼びかけに応じなかった場合、これ以降の避難支援は、避難を希望されても隊員の安全を確保するために行いません。

③ 要配慮者の把握・「災害時要配慮者地域名簿」の作成

申込みのあった要配慮者の名簿を事前に作成しておくことで、いざというとき、対象者への速やかな支援に繋ぐことができ、要配慮者の把握に有効です。

以下を参考に、名簿を作成します。

★参考★

- ・災害時要配慮者地域名簿 《P. 12》

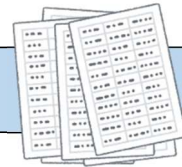
＜東京区＞
●●町会（自治会）要配慮者避難支援名簿

年 月 日現在

住所	氏名	フリガナ	生年	性別	要配慮者の種別
例 東京都 1-2-3	太郎 太郎	タロウ タロウ	1941.1.1	男	高齢者
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

【注意事項】
○この名簿は、利用目的外に一切利用してはならない。
○名簿情報は第三者に一切開示してはならない。
○名簿が変更された場合は、速やかかつ適切に通知・更新し、なければならぬ。
○名簿が変更となった場合は、速やかかつ適切に通知・更新し、なければならぬ。

④ 「避難支援プラン」の作成



避難支援プランは、要配慮者一人ひとりの避難支援計画として作成するものです。避難支援プランの作成に当たっては、要配慮者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族）の参加のもとで、本人の意向を尊重しながら、避難支援者と避難場所や避難方法等について具体的に話し合い、確認しておきます。

以下を参考にして、避難支援プランを作成します。

★参考★

- 避難支援プラン（記入例） 《P. 13》

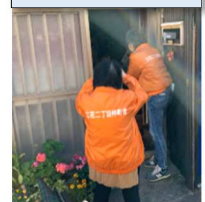


「避難支援プラン」		氏名	住所
年 月 日	計画	避難先	その他
支援区分			
水害からの事前の避難方法			
津波が到達するおそれがある場合は、暴風や大雨が想定される場合は、避難先（避難場所）			
避難先	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 内縁の親戚 <input type="checkbox"/> 近所住民等へ避難	<input type="checkbox"/> 親戚 <input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 近所住民等へ避難	津波が到達するおそれがある場合は、暴風や大雨が想定される場合は、避難先（避難場所）
避難支援者①	氏名	住所	連絡先
避難支援者②	氏名	住所	連絡先
避難の方法	徒歩	車	その他
※避難の際に必要な車・資材等の手配 自己所有 支援者			
避難の際の注意事項			
地震が発生した場合の避難先等			
一時集合場所			
避難場所			

作成のポイント

- 名簿をもとに、実際に希望者の自宅を訪問しましょう。その際に、避難支援プランの様式に合わせて内容を記入しましょう。
- 可能な限り、本人に記載してもらいましょう。
- 避難支援プランを作成したら、一度関係者で集まり、対象者ごとに誰が避難の支援をするか決めましょう。このときには、町会・自治会のブロック長やサポート隊等、防災活動に協力をしてもらえる方に参加してもらうことが望ましいです。

訪問時の様子



災害発生時又は発生するおそれがある場合 速やかな安否確認、避難誘導等の実施

「支援者の基本的な支援方法」

- ア まずは、支援者自身の**身の安全**を図ります。
- イ 自分の家族や近くにいる人の安全を確認します。
- ウ 担当する要配慮者に災害情報の伝達をするとともに安否確認を行います。
- エ 避難が必要な場合、避難所等への避難誘導を行います。





「避難支援プランの作成は、どのようなサイクルで進めるの？」

右図を参考にしてください。



「避難支援者は、どう選定するの？」

災害時は、地域の皆様で協力して助け合うことが大切です。



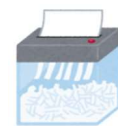
- 避難支援者は、いざというときに駆けつけられるように、近所にお住まいの方を選定することが理想です。要配慮者本人と「接点のある人」で、かつ要配慮者を見守ることが可能な人を複数名選びましょう。
- 災害時には、避難支援者も被災者です。避難支援等の取組みは、あくまで「助け合い」の範囲で、共助の考えのもとに行う活動です。実際に、いざというときに支援ができなかった場合でも、**責任を伴うものではないことを相互に理解することが重要です。**



「個人情報はどう取り扱うの？」

個人情報は、町会・自治会の中で、きちんと管理して、適正に利用することが大切です。

- 管理するときのルール
 - ・ 名簿を紛失しないよう適正に管理する。
 - ・ 名簿が不要になったときは、シュレッダーにかける。
- 利用するときのルール
 - ・ 目的以外の利用は一切禁止する。
 - ・ 第三者に名簿情報を一切漏らさない。



「避難支援プランの共有と管理の方法、更新のタイミングは？」



- 避難支援プランの原本は、町会・自治会、サポート隊等の住民防災組織が保管し、副本は、要配慮者又はその家族と、避難支援者が保管して共有します。
- 避難支援プランの保管に当たっては、要配慮者が同意した人以外は閲覧できないよう厳重な情報管理に努めてください。
- 避難支援プランは、要配慮者の身体状況や生活環境の変化等、必要に応じて内容を修正し、最新の情報となるよう更新しましょう。

災害時の「避難支援プラン」を作成します（募集）

●●町会（自治会）では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自分一人で避難することができない、どうすれば良いかわからないといった方を対象に、避難を支援するための取組み「避難支援プラン作成」を行うこととしました。

この取組みを始めるに当たり、「避難する際に支援が必要な方」の情報を把握したいと考えています。

趣旨にご理解をいただき、ご希望の際には、別紙の「申込書」表面に記入の上、●●町会（自治会）役員まで提出してください。

いただいた情報は町会（自治会）で共有し、平常時の見守りや災害時の安否確認及び避難支援等に活用します。取得した情報は、町会（自治会）の中で厳重に保管し、関係者以外は使用しません。

【趣 旨】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域で協力し合い避難を支援することで災害による犠牲者ゼロを目指します。

【支援内容】 この取組みは●●町会（自治会）が主体になりますので、町会（自治会）役員や町会（自治会）員等が安否確認や避難支援（避難情報等の伝達や歩行補助、車椅子介助等）を行います。

※ 災害時に必ずしも避難支援が受けられることを保証するものではありません。

【対象者】

①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難に支援が必要な方

※ 避難情報等を伝えることによりご自身で避難できる方や、歩行補助、車椅子介助等により避難できる方を対象としています（専門的な知識や介助技術を伴う支援が必要な方は、対象外です。）。

②申込書の個人情報について、町会（自治会）への提供に同意いただける方

③町会（自治会）独自で、他の要件を設定する際は、こちらに追加してください。

（例：年齢要件・家屋の要件・家族構成の要件等）

【避難支援プラン作成の流れ】



※ あなたの情報を町会(自治会)で共有することで、いざというときに支援を受けることができます。

【お問い合わせ先】

●●町会（自治会）担当：●●

TEL：03-●●●●-●●●● FAX：03-●●●●-●●●●

●●町会（自治会）役員様

災害時における「避難支援プラン」作成申込書

わたしは、町会（自治会）の趣旨に賛同し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難支援等を受けることを希望し、●●町会（自治会）に避難支援に必要な個人情報を提供します。また、以下の事項1～4を了承し、「避難支援プラン」の作成を申請します。

- 1 本申込書や、本申込書の情報に基づいて作成する名簿等は、支援者（町会・自治会（サポート隊）、民生委員・児童委員等）等に提供します。
- 2 支援者等が、「避難支援プラン」の作成を目的として、面接等を行います。
- 3 本情報は、平常時の災害への備え、災害時の安否確認・避難支援等に使用します。
- 4 本申請により、必ずしも災害時の避難支援が受けられるものではなく、支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。

令和 年 月 日

申請者本人署名 _____

(代筆の場合) 代筆者氏名 _____ 本人との続柄 _____

申請者情報

フリガナ			
氏名		性別	男・女
住所	〒 ー 墨田区 丁目 番 号 ※マンション等の集合住宅にお住まいの場合は、建物名と部屋番号もご記入ください。		
生年月日	年 月 日 生まれ (歳)		
連絡先	電話番号		
	メール		
親族の連絡先	氏名	住所	
	続柄 電話番号	メール	
要支援者の現況 (該当に○をつけてください)	会 話: 普通にできる 少し耳が遠い ほとんど聞こえない 歩 行: 一人で歩ける 体を支えれば歩ける 車いすが必要である その他()		
利用している主な 福祉サービス事業者	事業所名称		担当者名
	電話番号		
避難に伴い、考慮 してほしい内容			

「 避難支援プラン 」

年 月 日

町会（自治会） 確認者名

支援区分	高齢者	障害者	その他
水害からの事前の避難方法			
避難先	荒川が氾濫するおそれがある場合（広域避難先）	荒川が氾濫するおそれは低い が、暴風や大雨が想定される場合（避難先）	
	<input type="checkbox"/> 縁故避難 <input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 区内縁故避難 <input type="checkbox"/> 水害時避難場所へ避難 （ ）	<input type="checkbox"/> 縁故避難 <input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 区内縁故避難 <input type="checkbox"/> 水害時避難場所へ避難 （ ）	
避難支援者①	<small>（団体名及び代表者）</small> 氏名 住所		関係 連絡先
避難支援者②	<small>（団体名及び代表者）</small> 氏名 住所		関係 連絡先
避難の方法	徒歩 車 その他（ ） ※避難の際に必要な車・資器材等の手配 自己所有 支援者（ ） その他（ ）		
避難の際の注意事項			
地震が発生したときの避難先等			
一時集合場所			
避難場所			
避難所（最寄りの予定施設）			

【注意事項】

- ・本情報は、平常時の災害への備え、震災時の安否確認・避難支援等にも使用します。
- ・登録名簿への登録により、必ずしも災害時の避難支援が受けられるものではありません。

《 取扱注意 》

●●町会(自治会) 災害時要配慮者地域名簿

年 月 日現在

	住所	氏名	フリガナ	生年 月日	連絡先	要支援者の現況
例	吾妻橋 1-23-20	墨田 太郎	スミダタロウ	1940.1.1	03(1234)..... 090(.....)5678	会話:少し耳が遠い 歩行:一人で歩ける
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

【遵守事項】

- この名簿は、利用目的以外に一切利用してはならない。
- 名簿情報を第三者に一切漏らしてはならない。
- 名簿情報が漏えいしないように、適切に管理しなければならない。
- 名簿が不要となったときは、適正かつ速やかに返却(廃棄)しなければならない。

「避難支援プラン」

○年 △月 □日

●●町会(自治会) 確認者名 ○○ ○○

支援区分	高齢者	障害者	その他
水害からの事前の避難方法			
墨田区水害ハザードマップ(P18~19)で、どこに避難をするのか事前に避難方針を決めましょう!	荒川が氾濫するおそれがある場合 (広域避難先)	荒川が氾濫するおそれは低いが、暴風や大雨が想定される場合 (避難先)	
避難先	<input checked="" type="checkbox"/> 縁故避難 <input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 区内縁故避難 <input type="checkbox"/> 水害時避難場所へ避難 ()	<input type="checkbox"/> 縁故避難 <input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 区内縁故避難 <input checked="" type="checkbox"/> 水害時避難場所へ (本所中学校)	
避難支援者①	(団体名及び代表者) 氏名 墨田 一郎 関係 長男 住所 墨田区吾妻橋 1-25-1 連絡先 03(2345).....		
避難支援者②	(団体名及び代表者) 氏名 ●●町会 サポート隊 担当○○ 住所 連絡先 03(○○○○)○○○○		
避難の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車 その他() ※避難の際に必要な車・資器材等の手配 自己所有 支援者() その他()		東京近郊にお住いの親族・知人も避難支援者となっていただくようにしましょう!
避難の際の注意事項	避難情報を教えてくれれば、ひとりで避難できる		
地震が発生したときの避難先等			
一時集合場所	吾妻橋会館前(吾妻橋 1-23-27)		
避難場所	墨田区役所・隅田公園広場一帯		墨田区防災マップで確認しましょう!
避難所(最寄りの予定施設)	本所中学校		

【注意事項】

- ・本情報は、平常時の災害への備え、震災時の安否確認・避難支援等にも使用します。
- ・登録名簿への登録により、必ずしも災害時の避難支援が受けられるものではありません

支援プラン作成に取り組んでいる 町会（一部）をご紹介します！！

町会長やご担当者様に
お話を伺いました。

本所一丁目町会 見守りたい！～ジェントリータイ (Gently tie) ～



鈴木会長(右)
荒木田 民生・児童委員(左)

【経 緯】

震災や水害が頻発している状況等への危機感から、災害時における高齢者や障がいのある方等の安否確認や避難支援について、町会として取り組むこととしました。

区の計画では、災害時等の安否確認については、避難行動要支援者名簿をもとに民生委員などが中心となって行うこととなっていますが、それだけでは人手が足りず、対応が難しいと想定されることから、地域で支えるセーフティネットのシステムとして、「見守りたい！」を構築しました。

【活動概要】

- ① プロジェクトチームの発足：メンバーは町会の防災部、女性部、民生委員、老人会
- ② 支援を必要としている方の抽出：一定条件を満たす 280 世帯にお知らせを配布
- ③ 「見守りたい！」の結成：お知らせを配布した後、100 名を超える方から見守りの希望があったことから、町会を5つのブロックに分けてブロックごとにチームを結成し、見守りを希望した方には担当するチームメンバーをお知らせします。
- ④ より実効性のある活動とするため、定期的に全体会議やチームごとの連絡会を開催して話し合いをしています。また、見守り希望者のリストは毎年更新し、見落としのないようにしていきたいと考えています。



立花二丁目仲町会 友愛サポート隊



大嶋会長

【経 緯】

平成 29 年 10 月、災害発生時に高齢者等をサポートするため、友愛サポート隊を結成しましたが、支援が必要な方は誰か？どのような支援を行うべきか？などが分からず、ほとんど活動できていませんでした。

そのような中、令和元年東日本台風（台風第 19 号）が発生してその必要性を痛感したことから、友愛サポート隊を再構築し、活動を再開しました。

【活動概要】

- ① 支援を必要としている方の抽出：75 歳以上の高齢者にお知らせを配布
- ② 友愛サポート隊の再構築：隊員の再募集を行い、サポート隊を増員しました。その後、支援希望のあった 15 名に支援プランを作成し、実際に支援を担当する友愛サポート隊員の割振りを行いました。
- ③ 訓練の実施：令和 3 年から毎年訓練を実施し、今回は避難所への避難誘導訓練を実施しました。訓練を実施する際には、事前に支援を必要とする方の状況確認やサポート隊員の割振りを見直しています。



サポート隊による
避難誘導訓練の様子



ひと、つながる。
墨田区